幼児教育無償化事業についてのお知らせ

私立幼稚園に通う満3歳児、3～5歳児の全ての子どもたちの保育料が無償化されます。

保護者は下記のいずれかの申請を行い、「認定」を受ける必要があります。

認定には **Ⅰ 幼稚園のみ利用** の場合と、 **Ⅱ 幼稚園と預かり保育を利用** する場合の2種類がありますので、幼稚園の利用状況によってどちらか1つを申請してください。

	Ⅰ　幼稚園のみ利用の場合 （新1号認定）	**Ⅱ　幼稚園　＋　預かり保育を利用する場合** （新2号認定・新3号認定）	
対象者	私立幼稚園に通う3～5歳児の全ての子ども。 （満3歳児も含む。）	①満3歳以後の最初の3月31日を経過した保育の必要性のある子ども。 （新2号認定） ②満3歳児（①以外の子ども）のうち、保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の子ども。（新3号認定）	
補助上限額	［施設利用料］ *※1* （私立幼稚園）月額25，700円	［施設利用料］ *※1* ①②ともに （私立幼稚園）月額25，700円	［預かり保育料］ *※2* 利用者の利用日数×450円 （①上限額）月額11，300円 （②上限額）月額16，300円
認定にかかる提出書類	○施設等利用給付認定申請書 （様式第1号） ○世帯全員の個人番号がわかるもの（写） *※3* ○申請者の身元確認書類（写）	○施設等利用給付認定申請書 （様式第2号） 添付書類 ・保育の必要性があることがわかる書類 ・満3歳児の保護者で1月1日の時点の住民票が小松島市外にあった方は、前住地の平成31年度所得課税証明書。 ○世帯全員の個人番号がわかるもの（写） *※3* ○申請者の身元確認書類（写）	

※1　保護者が実際に支払った金額が上限額を下回る場合は、支払った金額が補助額となります。
※2　保護者が実際に支払った預かり保育料と、計算式（利用日数×450円）にて計算した額のどちらか少ない方が補助額となります。
※3　別添「個人番号（マイナンバー）の確認について」をご覧いただき、必要書類をご持参ください。

小松島市教育委員会
学校課
Tel. 0885-32-3811